

Title	トルコのシテイズンシップ：移民や難民, マイノリティの社会的包摂を焦点にして
Sub Title	Citizenship in Turkey : social inclusion of immigrants, refugees, and minorities
Author	鈴木, 慶孝(Suzuki, Yoshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2024
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.98 (2024.) ,p.[33]- 47
JaLC DOI	
Abstract	This study explores Turkey's social inclusion as a function of citizenship. With the rise of minority groups and the acceptance of immigrants and refugees, the inequalities in the Turkish citizenship system have become exacerbated. Turkey has a republican style of citizenship, which prioritizes loyalty to the state rather than individual rights and freedoms, and universalist citizenship, which does not permit any distinction of rights among citizens. Finally, Turkish nationalism has also been imposed on its citizens and foreigners. These factors have combined to make Turkish citizenship less equal in terms of rights. Other aspects of citizenship that have been discussed in Turkey include diversity. However, it will be difficult to achieve democratic and liberal citizenship without rethinking the homogeneous concepts of nationhood and national identity and without recognizing minority groups, including Kurds and others of non-Turkish descent, as community members.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000098-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

トルコのシティズンシップ

——移民や難民、マイノリティの社会的包摂を焦点にして——

Citizenship in Turkey: Social Inclusion of Immigrants, Refugees, and Minorities

鈴木 慶 孝*

Yoshitaka Suzuki

This study explores Turkey's social inclusion as a function of citizenship. With the rise of minority groups and the acceptance of immigrants and refugees, the inequalities in the Turkish citizenship system have become exacerbated.

Turkey has a republican style of citizenship, which prioritizes loyalty to the state rather than individual rights and freedoms, and universalist citizenship, which does not permit any distinction of rights among citizens. Finally, Turkish nationalism has also been imposed on its citizens and foreigners. These factors have combined to make Turkish citizenship less equal in terms of rights.

Other aspects of citizenship that have been discussed in Turkey include diversity. However, it will be difficult to achieve democratic and liberal citizenship without rethinking the homogeneous concepts of nationhood and national identity and without recognizing minority groups, including Kurds and others of non-Turkish descent, as community members.

Key words : Turkey, Minority, Immigrants, Refugee, Citizenship

キーワード：トルコ、マイノリティ、移民、難民、シティズンシップ

1. 問題背景と課題

本稿の目的は、クルド人をはじめとするナショナル・マイノリティ集団の台頭や¹⁾、シリア難民の受け入れによって、人々の包摂問題に直面しているトルコ共和国が、いかにして公正かつ平等な社会統合を実現することが可能なのかを、トルコ国内の人々の地位と権利のあり方（シティズンシップ）を中心に考察することにある²⁾。

シティズンシップは、トーマス H. マーシャル（Thomas H. Marshall）が述べたように、共同体の完全な成員に与えられた地位身分であり、この地位身分に付与された権利義務の平等を指す。シティズンシップは基本的には、国民の間の地位と権利の平等を指すものであり、各々の権利は、政治的・社会的・市民的権利によって具体化される（Marshall and Bottomore 1992=2005）。現代社会ではシティズンシップは国民だけでなく、外国人にも部分的に付与されており、人々が基本的人権を保障されながら

* 日本学術振興会特別研究員 PD（上智大学総合グローバル学部）

生活していくための必須の制度となっている（鈴木 2023）。

シティズンシップの視座を用いることで、人々の権利の平等や、共同体からの排除をめぐる問題を分析することができる（亀山 2011）。トルコの分析でも、ナショナル・マイノリティとシリア難民の双方に共通する、地位や権利の保障問題を明らかにできる。しかし、トルコのシティズンシップの先行研究は、法律や教育、あるいはトルコ系移民の二重国籍や帰化に関する議論が主となっている（İnce 2012: 9）。また本稿でもみていくように、トルコが移民や難民にシティズンシップを部分的に付与するようになったのが比較的最近のため、トルコの移民・難民に関するシティズンシップ研究は数がきわめて少ない。日本国内でも、トルコの政治社会の変化や、ナショナル・マイノリティと移民・難民の包摂問題を踏まえつつ、トルコのシティズンシップの歴史や特徴、課題を考察する研究は、管見のかぎりない。ゆえに、トルコのシティズンシップ制度がそもそもどのような特徴をもつのか、トルコでなぜ権利が制限された二級市民が発生するのか、シティズンシップから排除される外国人（シリア難民を含む）はどういった人々なのか、トルコ国籍を取得した外国人はシティズンシップを十分に行使できるのかなど、明らかにすべき課題が多々あるのが現状である（鈴木 2023）。

本稿ではこうした課題に一定の解を出すために、トルコのシティズンシップの特徴を明らかにしつつ、トルコが公正な社会統合を実現していくさいの、シティズンシップの課題をみていく。そのさいには以下のように議論を進める。2 節ではトルコの成員/共同体概念（国民概念）や、シティズンシップの特徴をみていく。3 節では、移民や難民の受け入れの事例から、トルコのシティズンシップの問題点を考察する。4 節では、トルコの共同体のあり方を軸に、多様性を包摂するための、トルコのシティズンシップの課題を考察していく。5 節の結語では、ここまでの議論を踏まえたうえで、トルコが公正かつ平等な社会統合を実現するための課題と、今後の展望を示していく。

2. トルコのネイション概念とシティズンシップ

2.1. トルコのネイション概念

後述のように、トルコのシティズンシップは、国民概念と密接に関わっている。そのため本節では、トルコが想定している「理想的な国民/市民像」が何から形成されていて、誰がシティズンシップから排除されるのかを把握するために、トルコの国民概念や共同体の特徴を端的にみていく³⁾。

トルコは 1923 年に建国された。建国の父であるムスタファ・ケマル・アタテュルク（Mustafa Kemal Atatürk: 1881～1938）と、アタテュルクの理念の追従者であるケマリストから成る共和人民党の指導のもと、西洋近代的な国民国家の確立を目指してきた。多民族多宗教から成ったオスマン人もまた、近代的な共同体概念である「国民（ネイション）」へと、新たにまとめ上げられた。トルコの最初の憲法である 1924 年憲法の第 88 条には、「トルコの住民は、宗教と人種の区別なく、国籍によってトルコ人である」とある。現在の 1982 年憲法の第 66 条でも「トルコ国家に国籍の紐帯によって結びついたあらゆる者が、トルコ人である」とあるように、各々の出自や宗教に関係なく、トルコ国籍をもつ者は誰でも「トルコ人」、「トルコ国民」となる。トルコの国民概念の大原則は、人種や民族、宗教といった属性に関係なく国民を決める、シヴィック・ナショナリズムになっている（鈴木 2020）。

トルコの公式マイノリティは、ローザンヌ条約で定められたギリシャ、アルメニア、ユダヤ人のみである。トルコ国民の大部分は、スンニ派のトルコ民族であるが、クルド人や、非スンニ派であるアレヴィーといった人々もいる。こうした人々は「マイノリティ」ではなく、公式にも、スンニ派トルコ民

族と対等かつ平等な「トルコ人」、「トルコ国民」である。一方でアタテュルクたちは、「トルコ言語協会」や「トルコ歴史協会」を設立することで、中央アジアを起源とするトルコ民族の価値や文化、言語（トルコ・ナショナリズム）を創造し、国民社会への普及を図った。そして、クルド人らが「トルコ民族」と次第に同化することで、トルコが同質的な国民国家になるよう画策してきた（鈴木 2020）。

1980 年以降、トルコの国民概念に重要な変化が生じた。1980 年の軍事クーデター後、共産主義に対抗し、若者の愛国心を養うために採用された、新たな国民統合政策である「トルコ・イスラーム総合政策」である。1980 年代以降、スンニ派イスラームに関係する諸価値が、「宗教文化・道徳知識科目」として義務教育化された。そしてイスラームを管理監督する宗務庁が国民統合の任務を担うことになり、国内外で「トルコ・イスラーム総合」に沿った宗教・文化活動が活発化することになる。こうしてトルコでは、「スンニ派ムスリムのトルコ民族」が一級市民としての地位を享受する一方で、非トルコ民族であるクルド人や、非スンニ派であるアレヴィーの人々は、二級市民へとさらに追いやられた。その結果、クルド人やアレヴィーらの政治社会活動が活発になった。こうしてトルコは、アイデンティティの承認を争点にした、国民社会の分断を経験することになる（鈴木 2020）。

現在のトルコでも、共和国初期の国民概念であるシヴィック性が放棄されたわけでない。公式には、人種や民族・宗教に関係なく、トルコ国籍をもつ者は、誰もが平等な地位と権利をもつ「トルコ国民（トルコ市民）」である⁴⁾。しかし国民概念のシヴィック性が掲げられてはいても、トルコ政府が、「トルコ民族」や「スンニ派イスラーム」といった特定の価値観を称揚し、国民に課すことで、社会に亀裂が生じてしまっている。トルコ政府は、個人や集団間の地位や権利の平等性を実現するよりも、スンニ派トルコ民族を中心とした、理想的な国民/市民を創造しようと試みてきた。こうした国家エリートの態度は、シティズンシップのあり方にも強く反映されることになる。

2.2. シティズンシップの導入と実践

2.2.1. 共和国初期の市民像、シティズンシップ

以下では、トルコのシティズンシップの特徴や、その歴史的背景をみていきたい。後述するように、トルコのシティズンシップは、①個人の権利よりも、一枚岩的な共同体の維持を優先、②シヴィック性を逆手にとった、共同体内の差異の否定、③トルコ・ナショナリズムの強制によって特徴付けられる。まずは、共和国建国時にシティズンシップがどのように理解され、導入されたのかを具体的にみていく（2.2.1.）。次いで、現在のトルコのシティズンシップが、どのような状況下にあるのかをみていく（2.2.2.）。最後に、こうした背景を踏まえたうえで、トルコのシティズンシップの全体的な特徴や問題点を、順次明らかにしていきたい（2.2.3.）。

トルコは、西側諸国の一員となり、西洋近代的な国民国家を作るために、個人間の平等や権利を保障し、民主主義に沿った政治社会秩序を確立しようとした。実際にアタテュルクたちは、トルコ社会にとってまだ新奇な考えだった、「個人の地位や権利」、「自由」、「平等」、「市民」の概念を普及させるために、シティズンシップ教育を義務教育に組み込んでいった（Sen and Starkey 2020）。

国家エリートがシティズンシップをどのように理解していたのかを知るための重要な資料として（İnce 2012: 77）、「国民のための市民知識（Vatandaş İçin Medeni Bilgiler）」がある。これはアタテュルクとその養女であるアフエト・イナン（Afet İnan: 1908～1985）の指導のもとで、「祖国の子供たちを良き市民として育てるため」に作成されたものである。同教科書では、近代国家における個人の自由・権

利のあり方、市民の義務（納税、兵役、選挙への参加）といった、民主的な内容が述べられている。しかしその一方で、市民の自由や権利を制限する言説もある。また、特定の民族的アイデンティティを称揚したり、国民/市民の同質性を主張し、差異を否定する内容が盛り込まれるなど、国家イデオロギーが、数多く反映された内容となっている（Atatürk 2010）。

例えば、トルコ国家があらゆる権利と義務を決定するのであって、誰もその限度を越えてはならないとする。また個人の自由も、国民の共通利益と国家全体を考慮してはじめて成立するものであって、国家の機能を弱体化させてはならないという。つまり、あくまでも国家権力の裁量の中で、個人の自由と権利は実現可能となる。また、市民と国家の共存関係も強調されている。市民とは国家の一員であり、市民は政府を支援するために、健康かつ幸福でなくてはならないとする（Atatürk 2010: 38-9, 71, 82-3）。すなわち、「個人」であることよりも、「共同体〔国家/社会〕のための個人」を強調したものとなっている（Kandal 2019: 399-400）。

次いで同教科書では、「トルコ語」、「トルコ人の祖国」、「トルコ人の起源と形成」、「〔トルコ人の〕道徳の見解」といった項目もある。そこでは、トルコ語こそが道徳や伝統、記憶といった国民性を構築するための核心であること、神聖なる祖国はどんな状況であっても不可分であること、トルコ国民を形成する諸個人は似通った存在であり、道徳性もまた類似していること、トルコ人はイスラームを受け入れる前から偉大な民族であったことなどが述べられている（Atatürk 2010: 40-5）。これらの記述は、先のアタテュルクたちが創設した「トルコ言語協会」や「トルコ歴史協会」の主張に沿った内容でもあり、トルコ民族の価値観を強く反映したものである。

さらに、特定の民族的背景をもつトルコ国民/市民（クルド人、チェルケス人、ラズ人、ボスニア人）を敵視する記述もある。同教科書では、民族性に基づく諸活動を敵視・警戒するとともに、市民の間の差異を否定している。非トルコ系の人々は、トルコ人共同体への同化が望まれており、独自の地位や権利、アイデンティティをもつことは拒絶されている。さまざまな論者が指摘するように、トルコのシティズンシップ教育は、自由や権利といった民主的な内容が含まれる一方で、トルコ国家とそのイデオロギーに服従し、愛国心やナショナリズムを受容する、従順で受け身な市民像を強調したものである。そして、活動的で自由な「個人」の実現よりも、トルコという「共同体」の維持や、国家への忠誠心を重視している（Kadioğlu 1998; Kandal 2019; Yalçın and Akhan 2019; Sen and Starkey 2020）⁵⁾。

こうしたシティズンシップの理解に沿いながら、国家エリートは、自らにとっての「理想的なトルコ市民」を創造しようとしてきた（Kandal 2019）。端的に、共和国初期の「理想的な市民」とは、愛国心に満ちた、世俗的で、アタテュルクの精神に賛同する、スンニ派トルコ民族を指す（Yılmaz 2021: 15-28）。一方で「偽の市民」は、主にクルド人や非ムスリム、アレヴィー、そして反体制的なイスラーム主義者らを想定している（Yeğen 2009; Yılmaz 2021: 15-28）。

アタテュルクたちは、シティズンシップを文明化と同質的なネーション形成のための道具とみていた。そのため、シティズンシップとナショナリズムが強力に結びついた結果、シティズンシップの社会的・政治的側面よりも、「愛国心」や「トルコ人としての振る舞い方」といった、一枚岩的で文化的な、〔ナショナリスティックな〕側面がより強調された（İçduygu et al. 1999）。シティズンシップを行使する「市民」は、〔世俗的で、文明的な、トルコ民族の価値を受け入れた〕「トルコ人」と同義になった（Sen and Starkey 2020: 34）。従って、国家エリートの望む「トルコ人」であることを拒んだ者は、「市民」から排除され、自由や権利の制限は当然視された。実際に、1924年憲法ではリベラルな条項が掲

げられてはいたものの、共和国初期の社会政策は、人々の自由と権利を制限するものとなった (Küçük 2016; 永田 2023: 224)。こうしてトルコのシティズンシップは建国当初から、民族主義に根差した共同体の維持と、そのための権利制限を当然視したことで、多様な出自をもつトルコ市民に対する不公正さを内包することになったのである。

2.2.2. 現在のトルコの理想の市民像、シティズンシップ

トルコ国家の一体性のために、市民の自由と権利を制限する姿勢は、トルコ・イスラーム総合政策下でも変わらない。むしろ、クルド人やアレヴィーらの活動を抑制しつつ、スンニ派イスラームの価値観によって国民社会をまとめあげようとしていることから、人々の自由と権利を制限する姿勢はより強まっている。

現在のトルコは 1982 年憲法を採用している。同憲法でも、人々は法の前で平等であり、トルコ市民は基本的権利や思想・信条、宗教的自由をもつが、市民の自由や権利、デモや集会、結社、報道の自由は、共和国原則、国家と国民・領土の不可分性、公共秩序、国家安全保障に反するさいには、制限されるとある。加えて教育言語も、トルコ語のみと定められている。宗教の政治利用も禁じられている (TCAM 2023)。実際に、様々な法規定によって、クルド人をはじめとするマイノリティ集団は、「権利」として自らのアイデンティティを表明することがより一層困難となっており、アイデンティティを表明する政治社会活動は刑事罰と隣りあわせである。

現在のトルコでもシティズンシップ教育は継続しているが、そこでも「国家への忠誠」や「ナショナリズム」を称揚する記述が多数含まれている。近年のトルコのシティズンシップ教育は、「人権、シティズンシップ、民主主義 (İnsan hakarı, Yurttaşlık ve Demokrasi)」科目である。同科目の教科書でも、基本的人権の重要性が述べられている。しかしその一方で、「子供たちの成長に従って、シティズンシップの責任も変わっていく。大人も子供も、他者や我が国のためにできることがある。それは、一番は祖国を愛し、各々の責任を最良の形で果たすこと」とある。また、祖国への殉教も美德として紹介されている (MEB 2019: 90, 96)。加えて国民教育省は、シティズンシップ教育を行うさいには、国家と国民、領土の不可分性を強調するよう、教員に要請している (MEB 2018: 9)。このように、人々の自由や権利の実現よりも、国益や国家の一体性を重視する姿勢は、建国時から現在に至るまで変わっていない。トルコのシティズンシップ教育の変遷を研究したアブデュルケリム・セン (Abdulkerim Sen) とヒュー・スターキー (Hugh Starkey) によれば、トルコのシティズンシップ教育の中身は、政権交代によって世俗性や宗教性の強調の度合いが変化することはあっても、一枚岩的な公的イデオロギーを伝えるメカニズムは大きく変化していないという。また、民主的議論や人権問題、マイノリティ問題に焦点があたっていないため、トルコの多様なアイデンティティを包摂するような方向性にはないとする (Sen and Starkey 2020)。総じてトルコでは、憲法やシティズンシップ教育で人々の自由や平等、権利の重要性がくりかえし述べられてはいるものの、それらは現実十分に反映されていない。

2.2.3. トルコのシティズンシップ制度の特徴

以下で、トルコのシティズンシップ制度の特徴をまとめたい。大きな特徴としては、①個人の自由や権利よりも共同体を優先する、「共和主義シティズンシップ」の実践 (Sen and Starkey 2020) と、②共同体内の差異を等閑視する、「普遍的シティズンシップ」の実践 (時安 2012; Bayır 2016)、そして、③

シティズンシップのシヴィック性（中立性）を損なうような「トルコ・ナショナリズムの強制」，が挙げられるだろう。

フランスとトルコのシティズンシップを比較したアイシェ・カドゥオウル（Ayşe Kadioğlu）は，トルコのシティズンシップは「自由な個人」という啓蒙教育を行わずに，公的・私的領域の区別を無視して国家から一方的に付与したため，「理性的な市民」であることよりも，「国家に対する従順な市民像」に留まってしまったと指摘する（Kadioğlu 1998, 2005）。またシティズンシップをトップダウンで創造したことで，国家によって認められたものこそが権利となり，市民とはまずもって，権利の所有者ではなく，国家への義務と責任から理解されるようになった（Kadioğlu 2005: 105-23; İnce 2012: 191）。トルコのシティズンシップは，「国家への義務」としてまっさきに定義されることで，国家のイデオロギーやナショナル・アイデンティティのなかに埋没してしまった（Kadioğlu 2005: 113-23; İnce 2012: 196）。つまりは，国家エリートが希求する，一枚岩的なナショナル・アイデンティティの理解のなかでのみ，個人の自由や権利とは実現可能だということである。

また，シティズンシップの伝統的な分類としては，共同体への義務を重視する「共和主義シティズンシップ（the civic republican）」と，人々の権利行使を重視する「自由主義シティズンシップ（the liberal）」がある（Faulks 2000=2011; İnce 2012: 26-9）。こうした分類に従うならば，トルコのシティズンシップは，国家への義務を重視する傾向が強いために，共和主義シティズンシップの特徴がある（İnce 2012: 28; Sen and Starkey 2020: 29; Güney 2021: 3-4）。共和主義モデルの場合，個人の自由や権利よりも，共同体の利益を優先する「良き市民」像や共通善，そして忠誠心が強調されやすい（Dagger 2002: 145-52）。トルコの場合，「良き市民」像や共同体意識は，スンニ派トルコ民族を中心に形成された。共通善の目的もまた，国家エリートが主導する同質的なナショナル・アイデンティティの創造や，愛国的な国民像を前提として構築されている（Baban 2005: 56-7; Kadioğlu 2005: 114）

トルコのシティズンシップのもう一つの特徴は，普遍的シティズンシップである。普遍的シティズンシップとは，「市民としての平等を原則として，全市民に同じシティズンシップの権利と義務を割り当てる」ものである（時安 2012: 126）。時安邦治（2012）によれば，普遍的シティズンシップのもとでは，法の下での平等という観点から，法や規則は，個人や集団の差異に無関心に適用される。しかし，シティズンシップを中立に適用することで，それがかえって，シティズンシップの平等をより獲得した特権集団と，それをあまり獲得できないマイノリティ集団を生み出す。そして不平等の固定化や，マイノリティ集団の抑圧を再生産することにもつながっていくという（時安 2012: 128-9）。トルコもまた，普遍的シティズンシップの考えに基づき，トルコ市民の間で，地位や権利上の違いを認めないという立場をとっている（Bayır 2016）。

現在のトルコ憲法第 10 条により，すべてのトルコ人は，法の前で平等である。従って，個人や集団に特権が与えられることはないとする（TCAM 2023）。デルヤ・バユル（Derya Bayır）によれば，トルコにおける人々の地位や権利に対する考え方は，「シヴィック・ナショナリズム」や「法の前の平等」が原則であり，「トルコ市民」の間に地位や権利上の違いはなく，画一的な市民像を前提としている。そのため，市民の間に差異をもたらす「マイノリティの権利」は，「シティズンシップ〔の普遍性〕の範疇を越えた特権」であり，「トルコ市民のマイノリティ化」をうみだす，差別的行為だと判断している。トルコ政府は，シティズンシップを民族・言語・宗教的差異に関係なく適用しており，すでに市民は平等に処遇されているため，ことさら特定の市民に「マイノリティの権利」を付与する必要はないとす

る。結果的にトルコの司法は、「シティズンシップの権利（普遍）」と「マイノリティの権利（特権）」は相互排他的な概念だとみている。そしてトルコは、普遍的シティズンシップの実践を強調することで、国内の多様性やマイノリティの保護を放棄してきたのである（Bayır 2016）。

最後の特徴は、シティズンシップのシヴィック性（中立性）を損なうような、トルコ・ナショナリズムの強制である。トルコのシティズンシップはネイション概念と類似しているため（Bayır 2016: 262）、国民概念と同様の矛盾に直面する。すなわち、シティズンシップのシヴィック性（中立性）を主張しつつも、トルコ・ナショナリズム（エスニック性）を優先することで、市民間の平等が実現できていないのである（Bayır 2016; 鈴木 2020）。トルコ・ナショナリズムの強調と強制が、国民概念と同様に、シティズンシップからもシヴィック性（中立性）を奪う原因になっている。

トルコのシティズンシップは、市民の平等を実現することが困難になっている。シティズンシップの平等が名ばかりになっており、各諸集団を平等に処遇していないのである（İçduygu and Soner 2006: 448）。シティズンシップが、国家のイデオロギーやナショナル・アイデンティティに埋没している以上（Kadioğlu 2005: 117; İnce 2012: 196）、現状ではトルコの国民概念とナショナル・アイデンティティがあらゆる国民/市民に対して、真に中立とならないかぎり、シティズンシップが全市民に対して平等に機能することは難しい。このようにして、トルコのシティズンシップは、共和主義（個人よりも、国家や共同体の維持を優先）、普遍的（差異を否定）な特徴を帯びつつ、トルコ・ナショナリズム（トルコ民族の諸価値の強調と強制）があわさることで、特定の市民や諸集団を排除し続けるような、不公正なものとなっている。

3. 移民/難民へのシティズンシップ付与と社会的包摂の課題

3.1. 「移民」と「外国人」へのシティズンシップ

シティズンシップは国民だけでなく、移民や難民といった外国人の包摂と排除にも密接に関わっている。上述した、一枚岩的な共同体を維持するための、トルコ・ナショナリズムの強調は、移民や難民のシティズンシップの取得や行使のさいにも、顕現化することになる。以下では、移民や難民、そして「シリア系トルコ国民」の観点から、公正な社会的包摂や、他者にも開かれた共同体再考のための、トルコのシティズンシップの課題をみていきたい。

トルコは建国当初から、トルコ系の人々の移住を促すことで、同質的な国民国家を作ろうとしてきた。1934年に「定住法（2510号）」を制定し、「移民（Göçmen）」を「トルコ系やトルコ文化に連なる者」と定義し、バルカン半島を中心に、多くのトルコ系移民を受け入れてきた（鈴木 2021: 59-64）。建国時から1990年代半ばまでに、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴスラビア人を中心として、約160万人がトルコに移住しており、政府もまたトルコ系の移住を促進してきた（Avcı and Kirişçi 2006: 149-50）。トルコは、民族性を選別基準にすることで、20世紀を通じてトルコ系を好んで移住させる一方で（Castles and Miller 2009=2011: 208）、それ以外の外国人の移住を抑制してきた。トルコにとっての「移民政策」とは長らく、同質的な国民国家を作るための手段だったのである。

しかし1990年代後半になると、庇護希望者や不法移民の増加とともに、EU加盟交渉の進展から、トルコは移民・難民政策を欧州基準へと改善させる必要があった。実際にトルコは、外国人の労働許可の簡素化、国籍法改正による外国人の帰化要件の緩和、外国人の子供が教育を受けやすくするための初等教育法、外国人に対する社会保険・健康保険の付与、トルコに投資した外国人の権利保護など、外国

人のためのシティズンシップの諸権利を順次整備してきた (Elitok 2013; İçduygu and Aksel 2012; Fine 2018; Ahmad and Altinkaya 2022)。さらに 2011 年のシリア内戦によって、350 万人以上のシリア難民がトルコに逃れてきた。こうした事態に対応するために「外国人と国際保護法」を 2013 年に制定し、シリア人の受け入れと部分的な権利付与を進めてきた。トルコではじめて、トルコ系以外の外国人との「共生」や「統合」が議論されるようになったのである (Elitok 2013: 169)。こうしてトルコは、「移民 (トルコ系)」ではあまり生じることがなかった、「外国人」の人権保障、統合問題に直面するようになった。トルコは EU からの圧力のもと、移民・難民政策の見直しが行われており、伝統的なトルコ系同胞移住者優先の移民政策からの脱皮が図られている (Castles and Miller 2009=2011: 209)。しかし下記のように、トルコの移民・難民政策の根幹にはトルコ民族主義がある。

現在のトルコでも、外国人が「移民 (トルコ系)」と「外国人 (非トルコ系)」のどちらに該当するかで、シティズンシップの獲得に違いが生じている。1934 年の「定住法 (2510 号)」は、2006 年に新しい「定住法 (5543 号)」に置き換えられたが、「移民」を「トルコ系」とした規定は残ったままである (鈴木 2021: 62)。今でも「移民 (トルコ系)」は、帰化を通じてシティズンシップの諸権利が取得しやすく、社会統合の対象として理解されている。

非トルコ系である「外国人」が、シティズンシップを得るには、主に「長期滞在許可」か、トルコ国籍を取得することが必要である。外国人は、8 年間トルコに滞在することで、長期滞在許可を得ることができる。長期滞在許可を得たものは、トルコ国民に与えられた権利とはほぼ同等の権利を享受できる。だが参政権は得られない (DGMM 2022)。外国人は帰化を通じて、シティズンシップを取得できる。トルコ国民と結婚した者、5 年間トルコに定住した者、高額な投資や不動産を購入した外国人などが帰化可能である。しかし、帰化を希望する外国人が、トルコ文化、伝統、慣習との類似性・関係性があるかどうか国籍を付与するさいの調査対象に含まれるなど、トルコ・ナショナリズムが国籍取得要件に関与している。結果的には、こうした様々な審査・調査結果を踏まえたうえで、国家の安全保障の脅威に該当しないこと、十分な道徳意識をもつこと、トルコ語能力などを含めて、トルコ国籍の付与が判断されている (VK 2023)。シティズンシップと帰化の規則をみることで、人々と国家の結びつきを知ることができる (Castles and Miller 2009=2011: 18)。法規則をみるならば、トルコが外国人の民族的出自を重要視し、トルコ系であるか否かを、移住の可否の判断材料にしていることが理解できる。実際に、内務省人口市民権局の発表によれば、トルコでは「共通の歴史、文化、血統をもつ」とされるアフスカ・トルコ人や、ウイグル・トルコ人を中心にトルコ国籍が付与されている (AA 2023)。

このように、一部の外国人はシティズンシップを取得し、行使することができる。ただしそれは、トルコ国内での自由や基本的権利を保障するものではない。長期滞在者であっても「外国人」のままでは、参政権がないためトルコ政治に参加することはできない。帰化した外国人もまた、トルコ国民/市民が経験してきた数々の権利上の制限を被ることになる。前述のように、近年トルコは、外国人の権利を順次整備してきた。しかし EU 諸国と比較すると、トルコは外国人の権利を制限しており、それらを促進するためのインセンティブも弱い。正規労働市場への訓練や語学訓練も限定的であり、外国人労働者の搾取が黙認されやすい状況にある (Avcı and Kirişçi 2006; Ensari et al. 2023; Ahmad and Altinkaya 2022)。

外国人の周辺化を防ぐためにも、シティズンシップを同質的な国民国家や文化的同化と結びつかせるような考え方を見直し (Castles and Miller 2009=2011: 401)、民族性や宗教性に関係なく、外国人の基

本的権利やアイデンティティが保障されるよう、移民政策を展開する必要がある。しかしここまでみてきたように、一部の例外を除き、トルコ社会にマイノリティは存在しないことになっている。そのため、外国人（帰化人を含む）やその子供たちを「マイノリティ」だと公認することも、彼らの言語や文化、アイデンティティの維持を保障することも、現状のままでは困難である。こうした同化主義的な受け入れ態度では、外国人のシティズンシップの実践にも、排他的で、ネガティブな影響を与えることになる。

トルコにおける「移民の統合」とは、外国人がトルコ人と同様に振る舞うことを期待するものであり、トルコ民族主義的な価値観を強調する側面が強い（Göksel 2018: 153）。「移民（トルコ系）」が社会統合の対象である一方、それ以外の外国人は、選別や精査の対象のみである。トルコ系を優遇する移民政策からの脱皮（Castles and Miller 2009=2011: 209）が実際に図られないままでは、多様なアイデンティティを認めたままに外国人のシティズンシップを拡充し、彼らの政治や社会への公正な参加を促すことは、やはり難しいといわざるをえない。

3.2. シリア人へのシティズンシップ付与と課題

トルコの移民政策はトルコ系を優遇する姿勢が強いが、難民の受け入れに関してもナショナリティ（出身国）、エスニシティを基準にした、選別や受け入れが行われている。また、基本的人権や権利に基づく難民の保護も弱いままである。総じて、10年以上の避難生活を送っているシリア人を含めて⁶⁾、多くの難民が「市民」や「シティズンシップ」、そしてトルコの共同体から排除されている。

トルコは1951年の難民条約と1967年の難民議定書に批准しているが、そのさいに地域的制限を設けることで、「難民」は「欧州出身者のみ」と定めている（鈴木 2021: 62）。1970年代後半からは、近隣諸国の政情不安から、多くの人々がトルコへと逃れてきた。一部の庇護希望者は、「移民（トルコ系）」とみなされることで、トルコへの移住が可能だった（APSTSGTKİDK 2022）。しかし大半の庇護希望者は、中東諸国出身者・非トルコ系だったため、「難民」や「移民」とは認められず、保護や定住は困難であった。トルコは、庇護希望者の増加から、1994年に「庇護希望者保護規定」を制定した。だが人道や人権の保護よりも、入国管理を強化し、庇護手続きへのアクセスを制限するなど、国家の安全保障を優先したものであった（Lortoğlu 2017: 68-9; Fine 2018: 65-7）。2013年には「外国人と国際保護法」を制定したが、依然として難民は「欧州出身者のみ」である。結果的に、トルコに逃れてくるアフガニスタン、イラン、イラク、ソマリア、エチオピア出身者など、「非欧州出身」の庇護希望者は、長年にわたりトルコでの滞在も永住も許可されず、長期的な統合から排除され続けている（Fine 2018）。

現在、トルコに滞在する難民の多くはシリア人である。2011年のシリア内戦によって、350万人近くのシリア人が、トルコで長期的な避難生活を送っている。シリア人もまた公式には「難民」ではない。だが「外国人と国際保護法」によって「一時的保護」の地位が与えられ、滞在や就労が許されている。避難の長期化から、シリア人の滞在は「一時的」ではなく、「恒久的」なものに変わりつつある（Karadeniz and Çiçek eds. 2021）。それを見越してか、トルコ政府も、シリア人の子供たちを義務教育課程に組み込むようになった。近年のトルコでは、シリア人の定住化を想定したうえで、シリア人が直面する様々な生活問題を解決し、人権を保障していくために、シリア人への国籍・シティズンシップの付与を議論するようになっている（（Karadeniz and Çiçek eds. 2021; 鈴木 2021））。

シリア人は、トルコ国民との結婚か、高度人材を想定している国籍法の例外規定等によって、トルコ

国籍ならびにシティズンシップの取得が可能である（鈴木 2021: 72-4）。また「移民（トルコ系）」だと認められた場合には、トルコ国籍取得の可能性がある。実際に、内務副大臣であるイスマイル・チャタクル（İsmail Çataklı）は、これまでに4万7000人のトルコ系シリア人に国籍を付与したと公表した（Sabah 2022）。難民の帰化でもトルコ系を優遇しているのである。しかしこれらの条件を満たし、トルコ国籍を取得できるシリア人は全体のごく一部である。現在までに、トルコ国籍を取得できたシリア人は、22万4000人程度である（Sabah 2022）。多くのシリア人は、国家間の利害関係もあり、第三国に容易に再定住できない（Fine 2018: 89-92）。また「市民」になることもできず、社会経済から排除されている⁷⁾。

一方で「国民/市民」となったシリア人であっても、アイデンティティの維持には課題を抱えることになる。普遍的シティズンシップにより、「シリア系トルコ国民/市民」もまた、クルド人やアレヴィーらが経験したのと同様に、自らの文化や言語、アイデンティティを自由に促進することができないからである。現状では、シリア人へのシティズンシップ付与は、トルコ社会における地位や権利、自由の公平性を約束しない。そのため、平等性に基づくシティズンシップの再構築が、ナショナル・マイノリティと同様に、シリア人の社会的包摂にとっても重要な課題となっている。

上述のように、シリア人への国籍やシティズンシップの付与はまだ一部に留まっている。だがトルコ国民の大多数が、シリア人への国籍やシティズンシップの付与に反対している（鈴木 2021: 76）。反対の原因は複数あり、一つの要因に還元することはできないだろう。しかしその理由の一つとして、トルコ社会が、「シリア人」や「難民の保護」をどのように捉えているのかが挙げられる。トルコはこれまでも「難民問題」という言説を避け、シリア人への宗教的・文化的な連帯を強調してきた（Erdoğan 2020: 75）。また「トルコ民族の寛容さや、もてなしの精神」を強調することで、シリア人の受け入れを肯定し、国民を納得させてきた（Lortoglu 2017; Göksel 2018）。トルコにとってのシリア人とは、「いずれは帰国するゲスト」や「援助すべきムスリム同胞」、「寛容に接する相手」であり、トルコ国民と同等の「市民」や「共同体の成員」とはけっして見てこなかった。こうした言説が、シリア人の定住化、長期的な統合、シティズンシップ付与の展望を妨げる要因となっている（Göksel 2018; 鈴木 2021）。

相当数のシリア人がトルコに残るとされ、子供たちもトルコの義務教育を受けながら育ち、「シリア系トルコ国民」も誕生していくなかで、シリア人の社会的包摂を実現するためには、彼らをゲストではなく、「統合の主体」（Özgören and Arslan 2021: 123）として、将来的な市民や共同体の成員だと捉え直すことが必要となる。シリア人が、シティズンシップをはじめとした権利保障を受けるには、トルコのメンバーシップのあり方を再考し、シリア人を含めた形で再定義しなくてはならない。シリア人を「共同体の成員」と位置付けることではじめて、その後の国籍やシティズンシップの諸権利の付与に正当性が保障されることになる。

トルコは、非欧州系の難民である「外国人」を社会統合から排除してきた一方で、トルコ系や高度人材といった国民社会にとって脅威とならない難民を選別し、定住可能としてきた。例外的な形でトルコに避難したシリア人もまた、多くは「ゲスト」や「外国人」として社会統合から排除されたままである。ナショナリティやエスニシティに左右されずに、人々を保護し権利を保障することは、トルコにとって喫緊の課題である。

4. トルコのシティズンシップの課題

ロジャース・ブルーベイカー (Rogers Brubaker) が述べたように、シティズンシップとは社会的包摂に寄与しつつも、社会的閉鎖の道具でもあり、特定の人々を共同体の地位や権利から締め出す側面がある (Brubaker 1992=2005)。トルコの場合、国民や外国人の双方にとっても、トルコ系であるかどうか、シティズンシップを取得し、十分に行使するための重要な要素となっている。そのため、トルコ系 (スンニ派ムスリムを含む) が社会的包摂の対象である一方、それ以外の人々のシティズンシップを基本的に制限してきた。しかし本稿でもみてきたように、ナショナル・マイノリティによる政治社会運動や、EU による民主化への圧力、近隣諸国からの難民の流入などを契機としながら、トルコ系のみに拘ってきたシティズンシップのあり方は、根本的な変化を迫られている。

1990 年代から 2000 年代にかけて、トルコの首相と大統領を務めたスレイマン・デミレル (Süleyman Demirel: 1924-2015) や、首相や外務大臣を務めたタンス・チルレル (Tansu Çiller: 1946~)、そして現在の大統領であるレジェップ・タイイップ・エルドアン (Recep Tayyip Erdoğan: 1954~) も、特定の民族性や宗教性にこだわることなく、真に平等な、トルコ国民/市民を構築することの重要性をたびたび述べてきた (İnce 2012; 鈴木 2020)。政界を中心に、トルコのアイデンティティやシティズンシップを見直す機運が、部分的ではあるが生じてきた。だが、シティズンシップの取得要件や行使条件は、民主化・リベラル化・脱ナショナル化せずに今日に至っている。

トルコの実情を鑑みるならば、さまざまなマイノリティ集団が台頭し、移民や難民の定住化が進んでいることから、シティズンシップの取得や行使の要件を柔軟化しつつ、そこに文化的差異と集団的アイデンティティの承認を付け加えていく必要がある (時安 2012: 145)。またトルコ社会の民主化のためにも、多文化的で、差異化されたシティズンシップを構築する必要もある (Keyman and İçduygu 2005: 3-18)。しかし大半の国家エリート層 (またはマジョリティ側の多くのトルコ国民) は、「トルコ」という共同体を依然として、一枚岩的で画一的なものとしている。こうした想定が、新たなシティズンシップの構想はもとより、市民間での差異化/多文化化されたシティズンシップの実現を妨げている。国家エリートは依然として、多様性を国家不可分性の脅威とみている。そのため、移民国や欧米諸国のように、政府が積極的に「多文化主義」や「多文化シティズンシップ」といった政策を展開することで、社会的不平等を是正するのが難しい状況にある。

トルコの民主主義を強化し、ナショナル・マイノリティや移民・難民に対しても開かれたトルコ社会を構築するためにも、シティズンシップを公的議論の中心に位置づけるような努力が、今後のトルコにとって必要となる (Keyman and İçduygu 2005: 17)。とくに、共和主義・普遍的シティズンシップの実践が、トルコの一枚岩的なネイション概念や、ナショナル・アイデンティティと関係している以上、トルコのシティズンシップ制度をより民主化していくには、トルコのネイション・共同体概念の再考が不可欠である。トルコでは依然として、国家エリートがシティズンシップの境界線を引いているが、トルコ国民の間でも、新たな国民社会像に対するコンセンサスを醸成しないかぎり (Esendemir 2012: 66-8, 82-4)、トルコのシティズンシップは、非トルコ系 (さらには、非欧州系の難民) の人々に対する「社会的閉鎖の道具」 (Brubaker 1992=2005) であり続けるだろう。

5. 結語

本稿では、ナショナル・マイノリティの台頭や移民・難民の受け入れから、国民社会が多様化しているトルコ共和国が、いかにして公正な社会的包摂を実現することができるのかを、シティズンシップを焦点に分析してきた。

トルコのシティズンシップは当初から、トルコ民族を中心とした、同質的なネイションを構築するための手段だった。そのため、画一性・同質性を前提としてきたネイション概念や国民社会の変化を肯定しないかぎり、シティズンシップの適用範囲も変化、拡大できない状況にある。「トルコ」という共同体がすでに均質ではなく、差異化・多様化しているという事実を受け入れることではじめて、現在の「共和主義・普遍的シティズンシップ」の問題点を明瞭化できる。そうすることによって、多様性を包摂するための「多文化シティズンシップ」のような、代替的なシティズンシップの概念を議論し、実施を検討することができる。まずは、多様性を是認する「トルコ」を構想していくことが、トルコの社会的包摂の実現はもとより、新たなシティズンシップの創造にとっても重要となるだろう。

本稿での議論を通じて、トルコのシティズンシップが形成された歴史的背景やその特徴（共和主義、普遍的、トルコ・ナショナリズム）を示しつつ、それらがナショナル・マイノリティや移民・難民にどのように不公正に作用しているのか、多様性包摂のためのシティズンシップの課題が何であるのか、一定程度明らかになったといえる。とくに、トルコのシティズンシップの特徴を総体的に描きつつ、それらがトルコの包摂問題とどのように関わっているのかや、ナショナル・マイノリティと移民・難民に共通するシティズンシップの課題を示せたことは、新たな知見になったと考える。だが、「シリア系トルコ国民」をはじめ、移民や難民がどのような政治社会活動を展開し、実際にどういった規制を被ることになるのかなど、移民や難民が直面することになる、シティズンシップの実践をめぐる具体的な諸課題に関しては、十分な議論を行うことができなかった。現地でのフィールドワーク調査を含め、これらは今後の研究課題としたい。この先のトルコでも、さまざまなマイノリティ集団が活動を展開し、移民や難民によるコミュニティ形成が活発になるだろう。筆者も引き続き、様々な視点から、トルコが多様性を包摂するための課題を論じていきたい。

注

- 1) 「ナショナル・マイノリティ」の用語は、(Kymlicka 2001)を参照した。本稿では主に、トルコの民族的マイノリティであるクルド人や、宗教的マイノリティであるアレヴィーを指して使用する。また、ナショナル・マイノリティの政治社会運動に関しては、鈴木(2020)の第4章や第5章を参照されたい。
- 2) 1節は、鈴木(2023)を一部参照している。シティズンシップからみた、トルコの社会統合研究の諸課題に関しては、鈴木(2023)も参照されたい。また本稿は、2023年5月13・14日に開催された、日本中東学会第39回年次大会において、筆者による口頭報告の内容が一部含まれている。
- 3) 本節は、(鈴木2020)を参照している。トルコのネイション概念の詳細は、(鈴木2020)の第1章と第3章を参照されたい。
- 4) 本稿では、岡野八代(2009)による定義に従い、国民を「国家における国籍保有者」とする。市民とは「十全な市民権〔シティズンシップ〕を享受し、政治参加の権利あるいは義務を持つ者」とする(岡野2009: 22-7)。「トルコ国民」と「トルコ市民」はほぼ同義だが、権利行使をより強調するさいには「トルコ市民」という言葉を使用するなど、両単語を適宜使用していく。
- 5) トルコ語では、「シティズンシップ」を「Vatandaşlık」あるいは「Yurttaşlık」と表記する。センとスターキー

(2020) は、トルコのシティズンシップは「Vatan (母国)」, 「Yurt (祖国)」の名を冠しており、そもその語源からしても、国家への忠誠を表明したものと指摘している (Sen and Starkey 2020: 29-30)。

- 6) トルコの「シリア難民」は、正式には「難民」ではない。トルコ独自の「難民」の定義もあることから、以降は「シリア人」として表記する。
- 7) シリア人は、違法労働、貧困に端を発する未就学問題、児童労働、無国籍者の発生、強制送還といった問題に直面している (鈴木 2021)。

付記

本研究は JSPS 科研費 JP22J00725, JP22KJ2751 の助成を受けたものです。
(※ 2022 年度特別研究員奨励費 (JP22J00725), 2023/2024 年度特別研究員奨励費 (JP22KJ2751))

参考文献

- Anadolu Ajansı(AA), 2023, “Türkiye, 2002’den bu yana 95 bin 845 Ahıska, 5 bin 836 Uygur Türküne vatandaşlık Verdi,” AA, Ankara: AA, (Retrieved November 30, 2023, <https://www.aa.com.tr/tr/gundem/turkiye-2002den-bu-yana-95-bin-845-ahıska-5-bin-836-uygur-turkune-vatandaslik-verdi/2457726>).
- Afganistan’dan Pakistan’a Sığınan Türk Soylu Göçmenlerin Türkiye’ye Kabulü ve İskânına Dair Kanun (APSTS-GTKİDK), 2022, “Kanun No. 2641 Kabul Tarihi: 17/3/1982,” Gov.tr, Ankara: Gov.tr, (Retrieved June 3, 2023, <https://www.resmigazete.gov.tr/arsiv/17638.pdf>).
- Ahmad, Hamed and Zelha Altinkaya, 2022, *A Comparative Analysis on Immigration Policies of Germany and Turkey*, London: Lambert Academic Publishing.
- Atatürk, Mustafa Kemal, 2010, *Vatandaş İçin Medeni Bilgiler*, İstanbul: Toplumsal Dönüşüm Yayınları.
- Avcı, Gamze and Kemal Kirişçi, 2006, Turkey’s immigration and emigration dilemmas at the gate of the European union, *Migracion y Desarrollo*: 123-73.
- Baban, Feyzi, 2005, “Community, Citizenship and Identity in Turkey,” Fuat, Keyman and Ahmet İçduygu eds., *Citizenship in a Global World: European Qu Estions and Experience*, London: Routledge, 52-69.
- Bayır, Derya, 2016, *Minorities and Nationalism in Turkish Law*, London New York: Routledge.
- Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Massachusetts: Harvard University Press (= 2005, 佐藤成基・佐々木てる 監訳『フランスとドイツの国籍とネーション：国籍形成の比較歴史社会学』明石書店).
- Castles, Stephan and David J Miller, 2009, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World 4th edition* (=2011, 関根政美・関根薫監訳『国際移民の時代 (第4版)』名古屋大学出版会).
- Dagger, Richard, 2002, “Republican Citizenship,” Engin F Isin and Bryan S Turner, eds., *Handbook of Citizenship Studies*, London/Thousand Oaks/New Delhi: Sage Publications, 145-57.
- DGMM, 2022, “İkamet İzni Çeşitleri: Uzun dönem ikamet izni,” DGMM, Ankara: DGMM, (Retrieved April 23, 2024, <https://www.goc.gov.tr/ikamet-izni-cesitleri>).
- Elitok, Seçil Paçacı, 2013, Turkish Migration Policy over the Last Decade: A Gradual Shift toward Better Management and Good Governance, *Turkish Policy Quarterly*, 12(1): 161-72.
- Ensari, Pinar et al., 2023, *Migration-relevant policies in Turkey: MIGNEX Background Paper*, Oslo: Peace Research Institute Oslo.
- Erdoğan, Murat M, 2020, “ ‘Securitization from Society’ and ‘Social Acceptance’: Political Party-Based Approaches in Turkey to Syrian Refugees,” *Uluslararası İlişkiler*, 17(68): 73-92.
- Esendemir, Serif, 2012, *Constitution of Citizenship in Turkey: Features of Turkish Citizenship: A Strong State Tradition and Ethno-Secular Borders*, London: Lambert Academic Publishing.
- Faulks, Keith, 2000, *Citizenship*, London: Routledge (= 2011, 中川雄一郎訳『シティズンシップ：自治・権利・責任・参加』日本経済評論社).
- Fine, Shoshana, 2018, *Borders and Mobility in Turkey: Governing Souls and States*, London: Palgrave Macmillan.

- Göksel, G. Ugur, 2018, *Integration of Immigrants and the Theory of Recognition*, London: Palgrave Macmillan.
- Güney, Ülkü, 2021, "Syrian Refugees between Turkish Nationalism and Citizenship," *Journal of Immigrant and Refugee Studies*, 20(4): 519-32.
- İçduygu Ahmet et al., 1999, "What is the Matter with Citizenship?: A Turkish Debate," *Middle Eastern Studies*, 35(4): 187-208.
- İçduygu, Ahmet and Ali B Soner, 2006, "Turkish Minority Rights Regime: Between Difference and Equality," *Middle Eastern Studies*, 42(3): 447-68.
- İçduygu, Ahmet and Damla B Aksel, 2012, *Irregular Migration in Turkey*, Ankara: IOM.
- İnce, Başak, 2012, *Citizenship and Identity in Turkey: From Atatürk Republic to The Present Day*, London/New York: I. B. Tauris.
- Kadioğlu, Ayşe, 1998, "Citizenship and individuation in Turkey: The triumph of Will over reason," *Le processus d'individuation en Turquie and en Iran*, (26): 1-16.
- , 2005, "Can We Envision Turkish Citizenship as Non-membership," Fuat, Keyman and Ahmet İçduygu eds., *Citizenship in a Global World: European Questions and Experience*, London: Routledge, 105-23.
- Kandal, Coşgun Sena, 2019, "Atatürk Dönemi'nde Yurttaşlık Dersleri: Tarihsel Süreç, Ders Kitapları ve Programlar," *Tarih İncelemeleri Dergisi*, 34(2): 387-412.
- 亀山俊朗, 2011, 「シティズンシップとそのコミュニティ」木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編『変容するシティズンシップ—境界をめぐる政治』白澤社, 25-66.
- Karadeniz, Sıtkı and Nazmi Çiçek eds., 2021, *Mültecilik ve Vatandaşlık: Göç Çağında Aidiyet, Haklar ve Gelecek Sorunu*, Mardin: Mardin Artuklu Üniversitesi Yayınları.
- Keyman, Fuat and Ahmet İçduygu, 2005, "Introduction: Citizenship, Identity, and the Question of Democracy in Turkey," Fuat, Keyman and Ahmet İçduygu eds., *Citizenship in a Global World: European Questions and Experience*, London: Routledge, 1-27.
- Küçük, Adnan, 2016, "1924 Anayasasında Temel Hak ve Hürriyetler," *Liberal Düşünce Dergisi*, (82): 5-54.
- Kymlicka, Will, 2001, *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship*, Oxford: Oxford University Press.
- Lortoglu, Ceylan, 2017, "Suriyeli Mültecilerin 'Misafir' Olma Haline. Misafirperverlik Hukuku ve Etiği Açısından Bakış," *İnsan&İnsan*, 4(11): 54-80.
- Marshall, Thomas. H and Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press (= 2005, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社).
- Millî Eğitim Bakanlığı (MEB), 2018, *İnsan hakarı, Yurttaşlık ve Demokrasi Dersi: Öğretim Programı(İlkokul 4.Sınıf)*, Ankara: MEB.
- , 2019, *İlkokul 4: İnsan hakarı, Yurttaşlık ve Demokrasi*, Ankara: Devlet Kitapları.
- 永田雄三, 2023, 『トルコの歴史<下>』刀水書房.
- 岡野八代, 2009, 『シティズンシップの政治学：国民・国家主義批判（増補版）』白澤社.
- Özgören, Abbasoğlu Ayşe and Hilal Arslan, 2021, "Syrians in Labor: A Matter of Integration through Informality," Alanur, Çavlin ed., *Syrian Refugees in Turkey: A Demographic Profile and Linked Social Challenges*, London/New York: Routledge, 123-40.
- Sabah, 2022, "Son dakika! İsmail Çataklı açıkladı: Türk vatandaşı yapılan 200 Bin 950 Suriyelinin 47 bini Türkmen," Sabah, İstanbul: Sabah, (Retrieved August 20, 2023, <https://www.sabah.com.tr/gundem/2022/05/07/son-dakika-ismail-catakli-acikladi-turk-vatandasi-yapilan-200-bin-950-suriyelinin-47-bini-turkmen>).
- Sen, Abdulkirim and Hugh Starkey, 2020, *Citizenship Education in Turkey: From Militant-Secular to Islamic Nationalism*, Lexington: Lexington Books.
- 鈴木慶孝, 2020, 「〈トルコ国民〉とは何か—民主化の矛盾とナショナル・アイデンティティー」慶應義塾大学出版会.
- , 2021, 「『移民・難民受け入れ国トルコ』におけるシリア人の社会的包摂に関する一考察」『法学政治学論究』131: 57-89.
- , 2023, 「トルコの社会統合研究の動向と今後の課題——難民問題, シティズンシップの観点から」『三田社

会学』28: 87-90.

Türkiye Cumhuriyeti Anayasa Mahkemesi (TCAM), 2023, “1982 Anayasası,” Gov.tr, Ankara: Gov.tr, (Retrieved August 20, 2023, <https://www.anayasa.gov.tr/tr/Mevzuat/anayasa/>).

時安邦治, 2012, 「集団別権利と承認/再分配」木前利秋・時安邦治・亀山俊朗編『葛藤するシティズンシップ—権利と政治』白澤社, 125-63.

Vatandaşlığı kanun (VK), 2023, “5627 türk vatandaşlığı kanununun uygulanmasına ilişkin Yönetmelik,” Gov.tr, Ankara: Gov.tr, (Retrieved August 20, 2023, <https://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/21.5.2010139.pdf>).

Yalçın, Ali and Nadire Emel Akhan, 2019, “Cumhuriyetten Günümüze Sosyal Bilgiler Programlarının Sosyal Bilgiler Öğretim Yaklaşımlarına Göre İncelenmesi,” *Kuramsal Eğitim Bilim Dergisi*, 12(3): 842-73.

Yeğen, Mesut, 2009, “Prospective-Turks” or “Pseudo-Citizens”: Kurds in Turkey, *Middle East Journal*, 63(4): 597-615.

Yılmaz, İhsan, 2021, *Creating the Desired Citizen: Ideology, State and Islam in Turkey*, Cambridge: Cambridge University Press.